

こうきこうれいしゃいりようせいど
後期高齢者医療制度 の こと

こうきこうれいしゃいりようせいど
○後期高齢者医療制度 とは

さい うえ ひと こうてきほけんせいど
75歳より 上の 人のための 公的保険制度です。

さい うえ にん き しゅるい おも しょうがい しやくしょ もう こ
65歳より 上の 人で、決まった 種類や 重さの 障害があつて、市役所などで 申し込んで

ひょうごけん みと ひと つか せいど
兵庫県に 認められた人も 使える 制度です。

せいかつほご う ひと かなら はい いりようせいど
生活保護を 受けて いない人は、必ず 入る 医療制度です。

はい びょういん い かね ぜんぶ じぶん しはら
入らないで 病院に 行くと、お金が たくさん かかります。全部 自分で 支払うことにな
ります。

ほけん かね
(保険で できる お金のこと)

びょういん しはら おかね じぶん しはら
(1) 病院で 支払う お金のうち、10%か 30% だけを、自分で 支払います。

ぜんぶ じぶん かね しはら ひつよう びょうき しゅるい
ただし、全部 自分で お金を 支払う 必要がある 病気や けがの 種類が あります。

なお かつ ぜんぶ じぶん しはら
治し方のときは、全部 自分で 支払います。

かにゅうしゃ し そうしき かね ほけん
(2) 加入者 (ほけんに はいっている ひと) が 死んだとき、葬式を する お金が 保険から
で
出ます。

ほかに、いろいろな きまったときに ほけん かね
保険から お金が 出ます。

ほけん はいる てつづ
(保険に 入る 手続きのこと)

じゅうみんとうろく ひと にゅうかんほう き ざいりゅうきかん にほん す きかん
住 民 登 録 を し て い る 人 で、入 管 法 で 決 め ら れ た 在 留 期 間 (日 本 に 住 め る 期 間) が

げつ こ ひと はい
3 か 月 を 超 え る 人 が 入 れ ま す。

ざいりゅうきかん げつ みじか ひと にほん き もくてき かんが げつ なが
在 留 期 間 が 3 か 月 よ り 短 い 人 で も、日 本 に 来 た 目 的 を 考 え る と 3 か 月 よ り 長 く

にほん にゅうかん みと ひと はい
日 本 に い る こ と に な る と 入 管 が 認 め る 人 は、入 れ ま す。

ざいりゅうしかく とくていかつどう にほん いるよう う ひと せわ
た だ し、在 留 資 格 が、「特 定 活 動」で 日 本 で 医 療 を 受 け る た め か。そ の 人 の 世 話 を

にほん き す ひと こうきこうれいしゃいりようせいど い
す る た め に、日 本 に 来 て 住 ん で い る 人 は、後 期 高 齢 者 医 療 制 度 に 入 れ ま せ ん。

じゅうみんとうろく てつづ と き てつづ にしのみやしやくしよ こうれいしゃいりようほけんか
(1) 住 民 登 録 の 手 続 き を す る 時 に、手 続 き し ま す。西 宮 市 役 所 の 高 齢 者 医 療 保 険 課、

ししよ きーびすせんたー あくたにしのみやすてーしょん どうようび にちようび しゅくじつ
支 所、サ ー ビ ス セ ン タ ー、ア ク タ 西 宮 ス テ ー シ ョ ン で で き ま す。(土 曜 日、日 曜 日、祝 日 は
で き ま せ ん。)

ひつよう
(2) 必 要 な も の

いんかん しょめい
・ 印 鑑、な い と き は 署 名 (=さ い ん) で い い で す。

ふたんくぶんしょうめいしよ
・ 負 担 区 分 証 明 書

ひょうごけん ちがう ひ こ にん まえ す
兵 庫 県 と 違 う と こ ろ か ら 引 っ 越 し て き た 人 で、前 に 住 ん で い た と こ ろ で

こうきこうれいしゃいりようせいど はい
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 に 入 っ て い た ら、い り ま す。

ざいりゅうきかん げつ い か ひと げつ いじょう にほん
・ 在 留 期 間 が 3 か 月 以 下 の 人 は、こ れ か ら 3 か 月 以 上 日 本 に い る こ と が

しょうめい たど ざいしよkしょうめいしよ けんしゅうけいかくしよ
証 明 で き る も の。例 え ば、在 職 証 明 書、研 修 計 画 書 な ど。

てつづ かいしゃ しょくば けんこうほけん はい けんこうほけん
・ 手 続 き す る ま で、会 社 な ど 職 場 の 健 康 保 険 に 入 っ て い た と き は、健 康 保 険 の

しかくそうしつしょうめいしよ
資 格 喪 失 証 明 書。

ばすぽーと とくていかつどう ざいりゅうしかく にゅうこく ざいりゅう ひと
 ・パスポート（「特定活動」の在留資格で 入国・在留 する人）

こうきこうれいしゃいりょう ほけんしょう ひほけんしゃしょう
 （後期高齢者医療の 保険証）（被保険者証）

はい まい ほけんしょう こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう
 入ると、ひとりに 1枚、保険証 が もらえます。後期高齢者医療被保険者証）と います。

びょういん びょうき も い まどぐち ほけんしょう
 病院で けがや 病気を みてもら ときは、かならず 持って 行って、窓口で 保険証を
 みせましょう。

ほけんりょう ○保険料 について

ねんかん ほけんりょう こうきこうれいしゃいりょうせいど はい ひと しょとく かぞく せたい
 1年間の 保険料は、後期高齢者医療制度 に 入っている 人の 所得と 家族（世帯）の
 ようす によって 個人で 計算 されます。

にほん ねんめ いちばん すく ほけんりょう はら
 日本に きて 1年目は、一番 少ない 保険料を 払います。

まえ ねん にほん しょとく
 前の 年に 日本での 所得が ないから です。

ねんめ しょとく きんがく ふ ほけんりょう ふ
 2年目 から、所得の 金額が 増えると 保険料も 増えます。

ほけんりょう ねん あいだ かい はら
 保険料は 1年の 間で 9回 払います。

がつ つぎ とし がつ あいだ はら
 7月 から 次の 年の 3月までの 間に 払います。

こうれいしゃいりょうほけん のうふしょ き ひ ぎんこう ゆうびんきょく
 高齢者医療保険から 納付書が おくられて きたら、決められた日 までに 銀行 や 郵便局

ぎんこう こうざ じどうふりかえ ぎんこう こうざ じどう ほけんりょう はら
 など銀行の 口座から 自動振替（=あなたの 銀行の 口座から 自動で 保険料を 払う

かた もう こ
 やり方）を 申し込む ことも できます。

たいしょう ひと こうてきほけん かなら はい
 対象の人は 公的保険へ 必ず 入ります。

じゅうみん つき にほん にゅうこく つき さい
 住民に なった 月（=日本に 入国した 月 でな ない）、または、75歳に なった

つき ほけんりょう はら
月から 保険料を 払います。

さいがい しつぎょう とうさん ほけんりょう はら ほけんりょう
災害、失業、倒産などで 保険料を 払う ことが できないとき、保険料が

すく はら
少なくなったり、 払わなくても よくなったり することが あります。

ほけんりょう はら びょういん かね ぜんぶ じぶん はら
保険料を 払っていないと、病院に かかる お金を 全部 自分で 払うことになり ます。

おかね
また、もらっていた お金が もらえなく なります。

ほけんりょう はら むずか そうだん
保険料を 払うのが 難しいときは、すぐに 相談 してください。

やくしょ し ひつよう ○役所に 知らせる 必要が あること

つぎ とき にち まえ しく ちょうそん やくしょ し
次の時は、14日が すぎる 前に 市区町村の 役所に 知らせて ください。

にしのみやし なか ひ こ せたいぬし
(1) 西宮市の中で 引っ越しを したとき、世帯主が かわった とき

てんにゆう てんにゆう しくちょうそん にしのみやし ひ こ
(2) 転入 するとき (転入=ちがう 市区町村から 西宮市に 引っ越しを したとき)

しくちょうそん にしのみやし ひっこし しやくしょ ししょ じゅうみん
ちがう 市区町村から 西宮市に 引っ越しを したときは、市役所か 支所などで、住民

とうろく てつづ こうきこうれいしゃいりようせいど はい てつづ
登録の手続きを したあと、後期高齢者医療制度に 入る 手続きを してください。

じゅうみんとうろく にしのみやしやくしょ しみんか ししょ
(住民登録については、西宮市役所 市民課 または それぞれの 支所などへ
きいて ください。)

てんしゅつ てんしゅつ しくちょうそん ひ こ
(3) 転出 するとき (転出=ちがう 市区町村に 引っ越しを するとき)

にしのみやし しくちょうそん ひ こ くに かえ ひ
西宮市から ちがう 市区町村に 引っ越しするとき、あなたの 国に 帰るときは、その日の

まえ とど で てんしゅつしょうめいしょ
前までに 届け出をし、転出 証明書を もらって ください。

ひ こ かいな
引っ越し したあと 14日以内でも いいです。

てんしゅつ とどけで こうきこうれいしゃいりようせいど ぬ てつづ
 転出の届出を するときに、後期高齢者医療制度から 抜ける 手続きを します。

にしのみやしやくしよ こうれいしゃいりようほけんか ししよ しみんさーびすせんたー あくたにしのみやすてーしょん
 西宮市役所の 高齢者医療保険課か、支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション
 で できます。

どうようび にちようび しゅくじつ こうきこうれいしゃいりようひほけんしゃしょう
 (土曜日、日曜日、祝日は できません。) 後期高齢者医療被保険者証を

も
 持ってきてください。

ひ こ にちいない てんしゅつしょうめいしよ ざいりゅうかーどなど ゆうこう がい
 *引っ越しのあと、14日以内に、転出証明書と 在留カード等(有効とみなされる 外

こくじんとうろくしょうめいしよ ふく ひ こ じゅうしよ しくちょうそん まどぐち
 国人登録証明書を 含みます)を 引っ越しした 住所にある 市区町村の 窓口で

てんにゅう とどけで
 転入の届出を してください。

し (4) 死んだ とき

こうきこうれいしゃいりようひほけんしょう にしのみやし かえ
 後期高齢者医療被保険証を 西宮市に 返して ください。

ほけんしょう よご (5) 保険証が なくなったとき、汚したときなど。

ちゅうい とどけで ひつよう しょうい
 【注意】どんな ことに なったかに よって、届出に 必要な 書類が ちがいます。

てつづき へいじつ げつようび きんようび
 ※ どの 手続きも 平日(月曜日～金曜日)しか できません。

こうきこうれいしゃいりようせいど はい ひと ○後期高齢者医療制度に 入る ことが できない 人

じゅうみんとうろく ひと
 (1) 住民登録を して いない 人

ざいりゅうしかく ひと
 (2) 在留資格が ない 人

ねん あいだ にほん ひと
 (3) 1年よりも みじかい 間だけ 日本に いる 人

せいかつほご う ひと
 (4) 生活保護を 受けている 人 など

れんらくさき (連絡先) ほけん はい
 *保険に 入ること

にしのみやしやくしよこうれいしゃいりようほけんか
 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192

ほけん かね
 *保険の お金を もらうこと

にしのみやしやくしよこうれいしゃいりようほけんか
 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3154

ほけん かね はら
 *保険の お金を 払うこと

にしのみやしやくしよこうれいしゃいりようほけんか
 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3110

※ くわ にほんご ひと いっしょ き
 詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。